

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産

【建物】

| 所在地 | 建物名称 | 構造 | 延べ床面積 |
|----------------|------------|--------|---------|
| 下呂市小坂町坂下432番地1 | 下呂市坂下ふれあい館 | 木造二階建て | 261.26㎡ |

2. 譲与する相手方

下呂市小坂町坂下

坂下区 区長 小林 則三

3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

4. 譲与する日

平成30年4月1日

平成30年2月26日提出

下呂市長 服部 秀洋

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。